公表の対象とならない区民の声について

　公表する区民の声は、区ホームページ「区長へのメール（区政へのご意見）」又は「区長へのハガキ」でお寄せいただいたものうち、区が電子メール又は文書で回答したものになります。

そのうち、申立者の方から公表しない旨の申出（「区長へのメール」又は「区長へのハガキ」で「承認しない」が選択されたもの）があったもの、匿名及び住所、連絡先が明らかでないものは、公表の対象となりません。

そのほか、寄せられたご意見やご要望の内容が次に掲げるものに該当する場合は、公表の対象となりません。

○ 特定の個人を誹謗、中傷しているもの

○ 公序良俗に反するもの

○ 営利利益又は活動案内等を目的としているもの

　○ 区の業務に直接関わりのないもの

　○ 区政に関わらない事項で、特定の個人等の活動に関するもの

　○ 思想や宗教に関するもの

　○ 提言・要望ではなく、相談・問い合わせとして対応したもの

* 同じ申立者の方からの区民の声で、すでに公表をしたことがあるもの

○ 事実と相違し、又は事実と確認できないもの

○ 趣旨や内容が不明確もしくは不明、又は判読不明なもの

○ 個人情報等への配慮をすることでその趣旨が不明となるもの

　○ 公表することにより、次に掲げるおそれがあるもの

・ 個人や法人等の権利利益を害するおそれがあるもの

* 申立者又は区民が不利益を被るおそれがあるもの
* 個人又は団体等に対する誹謗、中傷を助長するおそれがあるもの
* 特定の個人又は団体等が識別されるおそれがあるもの
* 区の業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるもの
* 第三者に誤解を与えるおそれがあるもの
* 社会的差別を助長するおそれがあるもの
* 区民生活に大きな混乱を及ぼすおそれがあるもの
* 公序良俗に反した事態及び社会的不安を招くおそれがあるもの
* 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの
* 係争中のもの
* 区以外の機関（他市区、警察署等）の対応が必要なもの
* 区の所管課以外の外部機関が作成した回答
* 過去の区民の声や回答を併記しなければ、申立者又は関係者にしか理解できないもの
* 上記のほか、回答が届かなかったものや同一人の方からのご意見に対し所管課の対応が継続しているもの、その他区が公表が不適当と判断した区民の声などは公表対象となりません。